

いじめ防止基本方針（案）について

（付議の要旨）

いじめ防止対策推進法第12条に基づき、世田谷区の状況を踏まえ、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針となる「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 主 旨・経 過

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」）が昨年6月に公布され、9月に施行された。同法は、その中で地方自治体や学校に対策のための組織の設置や、いじめの防止等のための基本的な方針の策定、講ずべき施策などを規定している。

教育委員会では、法の規定等を踏まえ、いじめ防止等のための基本的な方針〔いじめ防止基本方針〕の策定に向け、「いじめ防止等対策連絡会」に、区長部局の関係課、せたがやホッと子どもサポート委員等の参画を得て、検討を進め、「いじめ防止基本方針」(案)を取りまとめたので報告する。

2 検討体制

教育長、せたがやホッと子どもサポート委員代表、教育政策部長、小・中学校校長会会長、小・中学校PTA連合協議会会長、総合支所生活支援課長代表（玉川）、生活文化部人権・男女共同参画担当課長、子ども部子ども家庭課長、学務課長、教育指導課長、教育相談・特別支援教育課長、生涯学習・地域・学校連携課長、学校支援アドバイザー

3 いじめ防止基本方針（案）の枠組み

これまでの教育委員会及び区立学校の取組み内容を踏まえ、今後の教育委員会・区立学校における取組みの方向性を中心とし、あわせて法の規定等を踏まえ、区長部局や関係機関等との連携のための取組、体制などを取りまとめた。

4 いじめ防止基本方針（案）の内容

別添 資料1 「いじめ防止基本方針」(案) のとおり

《参考添付》 ・ 資料2 いじめ防止基本方針(案) 概要版

・ 参 考 世田谷区いじめ防止等の総合的な推進(案)

5 今後のスケジュール

2月24日（月）教育委員会（「いじめ防止基本方針（案）について」報告）

2月27日（木）文教常任委員会（「いじめ防止基本方針（案）について」報告）

2月28日（金）福祉保健常任委員会（「いじめ防止基本方針（案）について」報告）

3月25日（火）教育委員会決定